

長久手市緊急通報システム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅のひとり暮らし高齢者、75歳以上のみの世帯、重度身体障がい者が、急病等の緊急時に適切な救助等を受けることにより、日常生活上の不安を軽減することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、ひとり暮らし高齢者又は75歳以上のみの世帯とは、満65歳以上の単身又は満75歳以上の者のみで生活を営んでおり、同一敷地内若しくは近隣地に親族がいない場合をいう。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、急病等の緊急時に、緊急通報機器（以下「機器」という。）を利用することにより、緊急通報センター（以下「センター」という。）から消防署等に通報され、救助及び援助を行うこととする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている在宅の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- (2) 75歳以上のみの世帯
- (3) 日中又は夜間において、長時間にわたり独居状態になる身体障害者手帳1級及び2級所持者
- (4) その他、市長が特に必要と認める要援護者

(利用の申請)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市緊急通報システム事業利用申請書（様式第1号）及び長久手市緊急通報システム事業誓約書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、その結果を長久手市緊急通報システム事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(利用の変更又は中止)

第7条 前条の規定により利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）が、事業の利用を変更又は中止するときは、速やかに長久手市緊急通報システム事業利用変更・中止申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請により利用を変更するときは、長久手市緊急通報システム事業利用変更通知書（様式第5号）により、利用者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請により利用を中止するときは、長久手市緊急通報システム事業利用中止通知書（様式第6号）により、利用者に通知するものとする。

(費用の負担)

第8条 この事業に係る費用の負担は、次の各号のとおりとする。

(1) 利用者が負担するもの

個人負担金（業務委託料の1割相当額）

(2) 市が負担するもの

前号以外（業務委託料の9割相当額、設置、撤去及び移設工事費）

2 利用者は、前項第1号の個人負担金を、市長が指示する委託業者に直接支払うものとする。

3 利用者が生活保護世帯に属する場合については、第1項第1号の個人負担金を免除するものとする。

4 市は、第1項第1号の個人負担金について、この事業を開始した月は1か月分を徴収するものとし、中止した月は徴収しないものとする。

（利用の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する利用者に対し、この事業の利用を取り消すことができるものとする。

(1) 第4条の規定で定める対象者でなくなったとき。

(2) 不正の行為により貸与を受けたとき。

(3) 第10条の規定で定める義務を怠り、又は違反したとき。

(4) 施設に入所、又は病院へ長期（3か月以上）入院したとき。

(5) 前条第1項第1号に規定する費用の負担を怠ったとき。

2 市長は、前項の規定により事業利用を取り消すときは、利用者に通知し、事業に供した機器等を返還させることができるものとする。

（利用者の義務）

第10条 利用者は、事業利用に供された機器等について善良な管理者の注意をもって維持管理し、これを他の目的に使用し、又は他人に譲渡し、転貸し若しくは担保に供してはならない。

2 利用者は、事業利用に供された機器等をき損し、又は滅失したときは、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

（関係機関との連携）

第11条 市長は、この事業を円滑に運営するため、市内地域包括支援センター、民生委員・児童委員、消防署及び警察署等との密接な連携を図るとともに、地域住民の協力を得られるよう努めるものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

長久手市緊急通報システム事業利用申請書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所
氏 名
続 柄 本人 ・ 配偶者 ・ （ ）
電 話 （ ） -

長久手市緊急通報システム事業を利用したいので申請します。なお、長久手市緊急通報システム事業実施要綱を遵守します。

フリガナ		生年月日	大正・昭和 年 月 日	性別	男 ・ 女
利用者氏名		電話番号	自宅（ ） - 携帯電話 -		
住 所	長久手市				
世帯員名 (本人以外)		生年月日	大正・昭和 年 月 日	続柄	
かかりつけ医		電話番号	（ ） -		

◆委託業者からの月1回の電話連絡の有無について ご記入ください。	◆熱中症アラート機能による注意喚起の電話を受ける 連絡先についてご記入ください。
希望 ・ 不要	固定電話 ・ 携帯電話

◆緊急連絡先（緊急時等の連絡先を2人までご記入ください。連絡は①の方から順番に行います。メールアドレスは、登録希望の場合のみご記入ください。）

①	フリガナ		続柄	電話番号	自宅 （ ） -
	氏名				携帯電話 -
	住所				メールアドレス
②	フリガナ		続柄	電話番号	自宅 （ ） -
	氏名				携帯電話 -
	住所				メールアドレス

長久手市緊急通報システム事業誓約書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住所

氏名

私は、長久手市緊急通報システム事業の利用申請にあたり、下記の事項を承諾することを誓約します。

記

- 1 市が、住所、世帯構成、年齢及び障がいの程度等を確認するために、情報が記載されている台帳等を閲覧すること。
- 2 市が、事業の対象者及び緊急連絡先の情報を、委託業者、消防署、担当民生委員及び市内地域包括支援センターへ情報提供すること。
- 3 市及び市の関係機関、消防署及び委託業者が、緊急時等やむを得ない場合に、事業の対象者の自宅に立ち入ること及び自宅に立ち入る際に家屋の一部を破損させる場合があること。またその内容について、市及び救助関係者はその責を負わないこと。
- 4 本事業を中止するときは、速やかに緊急通報装置を市へ返還すること。
- 5 緊急通報装置の取扱いに関して、注意を払ってこれを維持管理し、き損又は紛失したときは、市の指示に従うこと。

様式第3号（第6条関係）

長久手市緊急通報システム事業利用（決定・却下）通知書

長 第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで申請のありました長久手市緊急通報システム事業について、
下記のとおり利用（決定・却下）しましたので通知します。

記

利用者 氏名等	住所				電話番号		
	氏名		生年 月日	年 月 日	性別		
利用 開始日							
(決定・ 却下) 理由							
備考							

長久手市緊急通報システム事業利用（変更・中止）申請書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所
氏 名
続 柄 本人・配偶者・（ ）
電話番号（ ） —
※日中連絡先 — —

下記の理由により、緊急通報システム事業の利用を（変更・中止）します。
記

利用者 氏名等	住 所	
	氏 名	
変 更 内 容 (機器・ 名義)	変 更 前	
	変 更 後	
(変更・ 中止) 理由		

様式第5号（第7条関係）

長久手市緊急通報システム事業利用変更通知書

長 第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで申請のありました長久手市緊急通報システム事業
について、下記のとおり利用を変更します。

記

利用者 氏名等	住 所	
	氏 名	
利用 変更日		
変更内容		
変更理由		
備考		

長久手市緊急通報システム事業利用中止通知書

長 第 号
年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで申請のありました長久手市緊急通報システム事業
について、下記のとおり利用を中止します。

記

利用者 氏名等	住 所	
	氏 名	
利用 中止日		
中止理由		
備考		